

再生支援企業の長期追跡調査結果について

～再生支援をした中小企業の 55%が順調な経営に回復。約 8 割の企業が事業を継続～

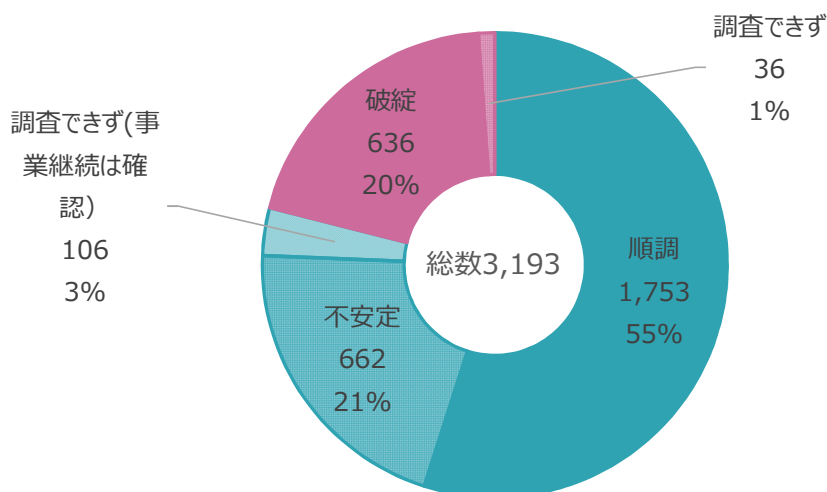
【調査について】

独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置されている中小企業再生支援全国本部は、平成 15 年から平成 23 年度に再生計画の策定支援を完了した 3,193 社に対し、平成 30 年 2 月（完了から 5 年～14 年経過）時点の事業の継続、経営状況に係る追跡調査を行いました。本調査は支援対象企業、もしくはメインバンクに対しヒヤリングを実施したものです。

1. 事業の継続状況について

中小企業再生支援協議会の支援を受けた企業の約 55%にあたる 1,753 社が順調な経営状況（債務超過解消もしくは継続的な経常黒字）に回復し、うち 1,428 社（3,193 社の 45%、1,753 社の 81%）が債務超過を解消して窮境を脱していることが明らかになりました。一方で、不安定な経営状況が続く企業は 662 社（21%）、倒産等で破綻した企業は 636 社（20%）でした。またヒヤリングはできなかったものの事業の継続は確認できた企業¹が 106 社（3%）、ヒヤリングができず事業の継続も確認できなかった企業は 36 社（1%）でした。結果 3,191 社のうち、2,521 社（79%）²が現在も事業を続けており、中小企業再生支援協議会事業が従業員の雇用を継続し地域経済に貢献していることが確認できました。【図 1 参照】

【図 1】平成 15 年度～23 年度完了案件の平成 30 年 2 月現在の経営状況



¹ HP や求人情報から確認

²経営状況が「順調」、「不安定」の先とヒヤリングはできなかったものの事業継続は確認できた先の合計。

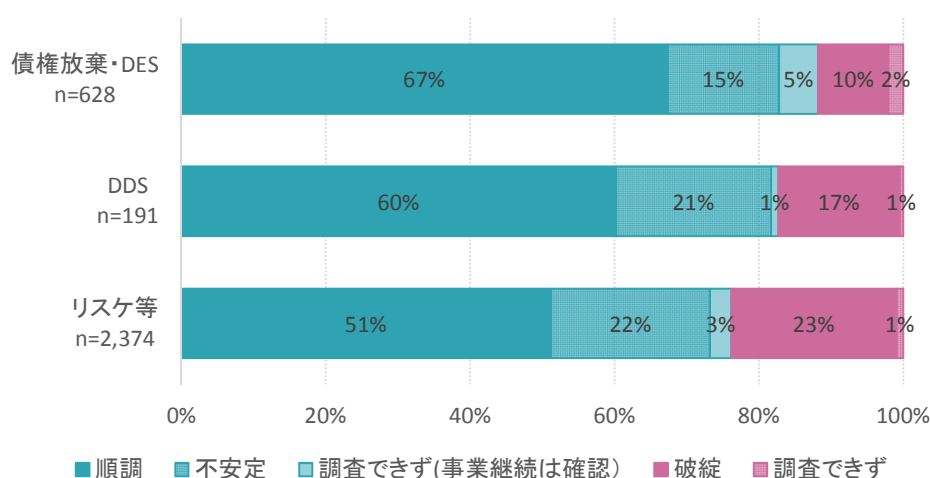
2. 金融支援スキーム・手法別等の事業の継続状況について

(1) 債権放棄等の支援を受けた企業の88%が事業を継続（民事再生の約3倍）

採用された金融支援スキーム別では、債権放棄等（直接債権放棄、第二会社方式による実質債権放棄、DES）を受けた企業628社のうち554社（88%）、DDSを受けた企業191社のうち158社（83%）、リスク等を受けた企業2,374社のうち1,809社（76%）が事業を継続しています³。債権放棄等のより抜本的な金融支援を受けた企業の方が、DDS やリスク等を受けた企業より、事業を継続している割合が高くなっています。【図2参照】

民間調査機関によれば、原則債権放棄を受けている民事再生法適用企業の生存率は約30%にとどまっております⁴、協議会での債権放棄等を実施した企業の生存率88%とは大きな違いが出ています。民事再生計画は債務整理に主眼がおかれ、事業改善計画については金融機関を中心とした債権者による検証も十分に行われていないケースが多いのに対し、協議会案件では、中小企業診断士等の事業専門家が事業改善計画策定に関与し、また金融機関と計画内容について協議が行われるため、より深度のある計画となっていることが要因と考えられます。また協議会案件では金融機関との関係性が維持され継続的な支援が受けられることも影響していると考えられます。

【図2】スキーム別経営状況



³ 複数の金融支援を受けている先は、より抜本的なスキームで集計。具体的には、債権放棄⇒DES⇒DDS⇒リスクの順でより抜本的と判断。

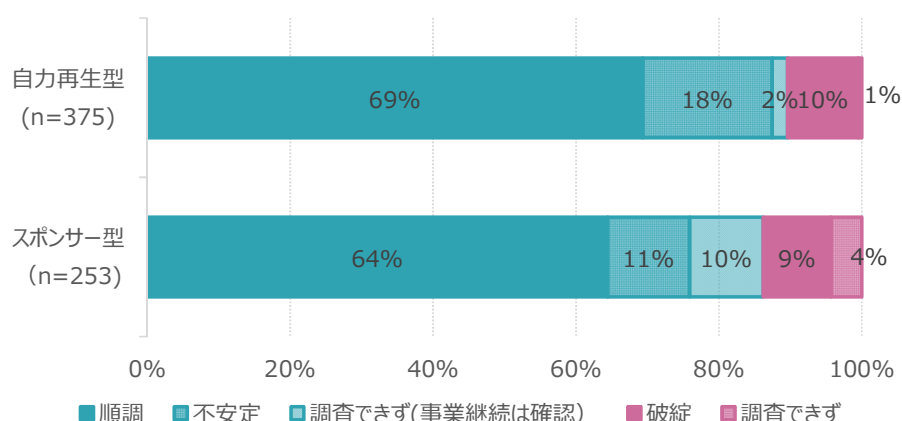
⁴ 東京商工リサーチ「「民事再生法」適用企業の追跡調査（2000年度 - 2015年度）」によれば、2000年度から2015年度に民事再生法の適用を申請し、手続き進捗が確認できた7,341社（個人企業を除く）のうち、2016年8月時点で事業継続を確認できない企業（消滅企業）は5,205社あり、全体の7割占めた、とされている。

(2) 債権放棄等のうち自力再生型の90%、スポンサー型の86%が事業を継続

なお債権放棄等を受けた628社のうち自力再生型は375社、スポンサー型は253社⁵であり、自力再生型では336社(90%)、スポンサー型では218社(86%)が事業を継続しています。近年では行政や商工会議所等の団体の支援制度やM&Aファームの増加等、スポンサー探索におけるインフラの整備の影響もありスポンサー型の案件が増加しています⁶。また金融機関も営業戦略の一環としての他、債権者としても経営責任や外部の経営資源導入による事業改善の見地から、スポンサー型を指向し、スポンサー探索に注力することもスポンサー型増加の要因としてあげられます。【図3参照】

一方で中小企業の多くは、経営者の知名度や人脈が経営資源の多くを占めており、事業改善の見地からは必ずしもスポンサー導入が効果的とは言えず、本件調査で自力再生型がスポンサー型より生存率が高いことは、このことを示唆していると考えられます。

【図3】 債権放棄等のうち自力再生型・スポンサー型別経営状況



(3) 自力再生型のうち親族承継型、経営者続投型ともに89%が事業を継続

また、自力再生型の336社のうち経営者が続投した企業が185社、親族が承継した企業が142社、従業員が承継した企業が49社となっています。経営者続投では165社(89%)、親族承継型では130社(89%)、従業員承継型では42社(86%)が事業を継続しています。事業継続の状況では各型で大きな差はありませんが、経営状況が順調な先は親族承継型が75%と他の2類型(経営者続投:68%、従業員承継型:61%)を上回っています。

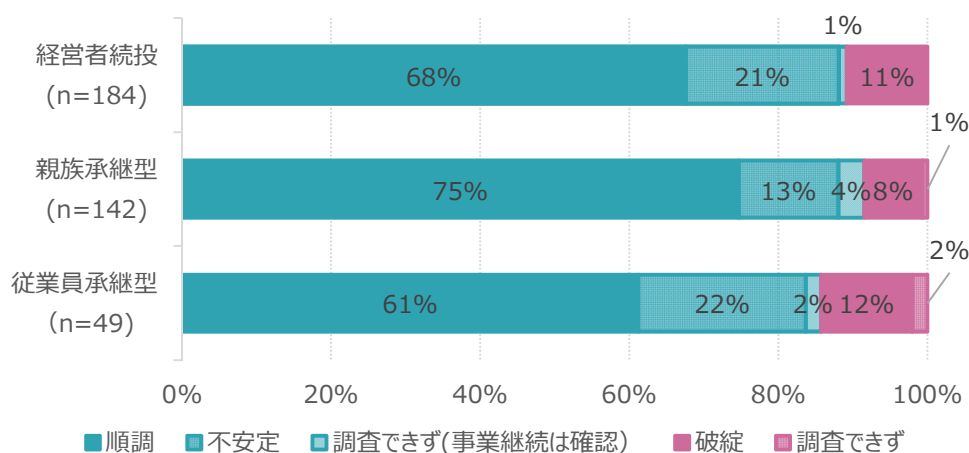
このことから、中小企業においてオーナー家の影響が大きいことを示しているとともに、経営者が親族に交代する場合には新たな見地から経営改革が進められる一方で、オーナ

⁵ 経営者が続投するケース、及び親族や従業員に事業を譲渡する場合は「自力再生型」とし、第三者へ譲渡する場合は「スポンサー型」としている。なお第三者にはファンドも含む。また経営者や親族が代表者となっても、スポンサーへの株式譲渡等により旧オーナーが支配権を喪失している場合は「スポンサー型」としている。

⁶ 本稿調査対象の平成15年度から23年度完了案件の債権放棄等を受けた企業の40%がスポンサー型であるのに対して、平成27年度では49%、平成28年度では52%と増加傾向にある。

一家による経営の連続性が確保されることが影響していると推察されます。【図4参照】

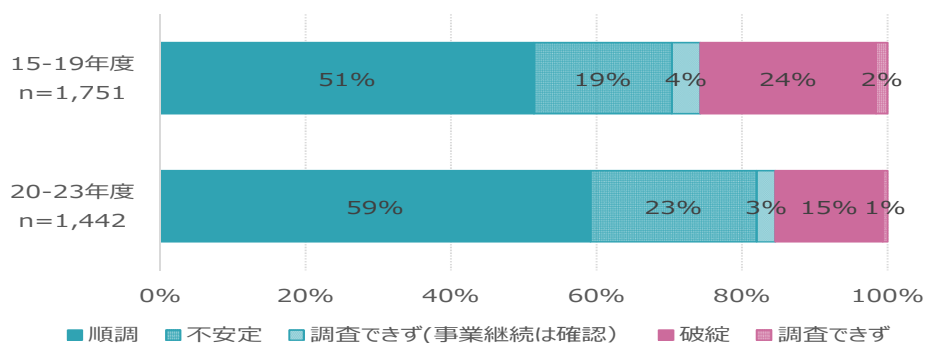
【図4】自力再生型の内訳別の経営状況



3. 再生支援完了年度別の事業の継続状況について

平成15年度から順次各都道府県に中小企業再生支援協議会が設置されましたが、具体的な支援手法の運用については統一されていませんでした。平成19年度に各地の協議会への助言機関として中小企業再生支援全国本部が設置され、平成20年4月に「中小企業再生支援協議会支援実施基本要領」を制定し、全国統一の運用が図られました。これを踏まえ、平成15年度から19年度までの完了案件（実施要領制定前）、平成20年度から23年度までの完了案件（実施要領制定後）にわけて見ると、平成15年度から19年度までの完了案件（1,751社）のうち事業を継続している先は1,301社（74%）、平成20年度から23年度までの完了案件（1,442社）のうち事業を継続している先は1,220社（85%）であり実施要領制定後の方が10ポイント以上高くなっています。これは後者が前者よりも完了後の経過年数が短いことの影響もありますが、経営状況が順調とした割合も8ポイント後者が上回っている点を勘案すれば、実施要領の策定等が行われ統一的な運用による質の向上が図られているものと考えられます。【図5参照】

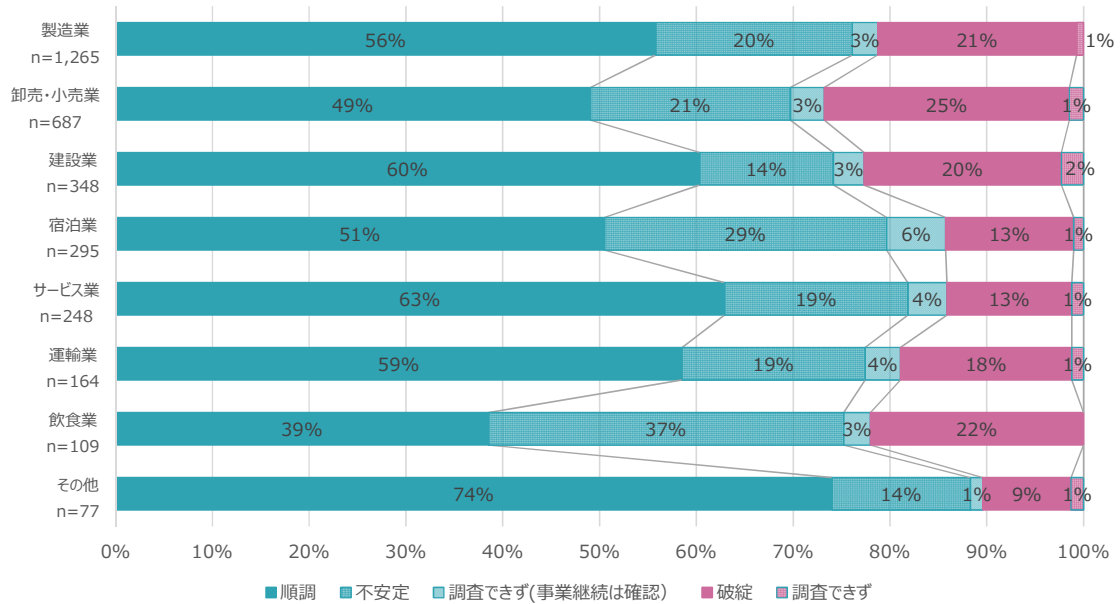
【図5】完了年度別経営状況



4. 業種別の事業の継続状況について

また業種別で見た場合、100件以上の完了案件のある業種のうち事業を継続している割合が高いのはサービス業と宿泊業（ともに86%）であり、低いのは卸売・小売業（73%）となっています。しかし事業継続の割合が高い宿泊業や、平均的な飲食業については、経営状況が不安定とされている割合が高く、業種による経営状況には濃淡があると言えます⁷。

【図6】業種別経営状況

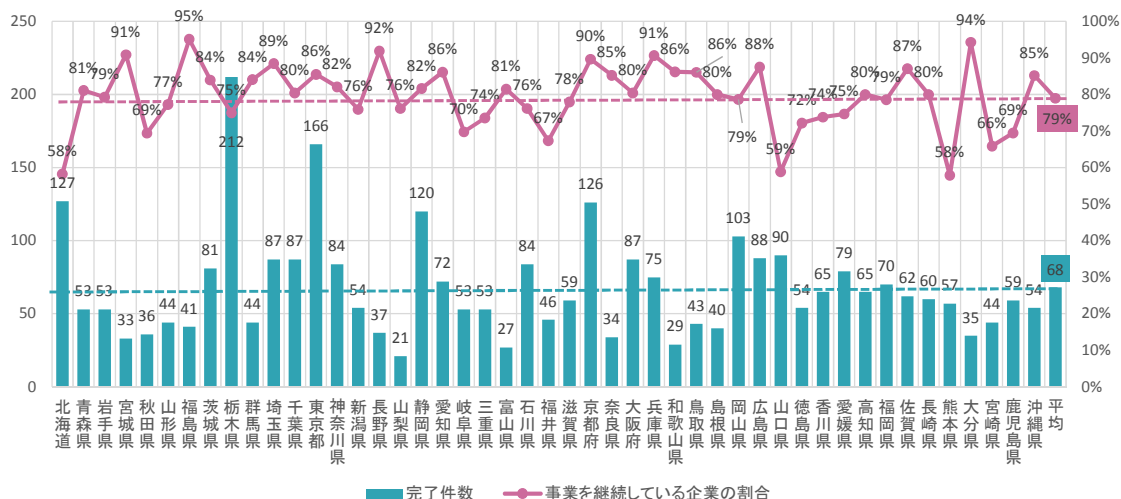


⁷ 宿泊業については45%の案件が債権放棄もしくはDESが行われており、全業種平均の20%を大きく上回っている。このことが「不安定」が多いながらも、事業を継続している割合が高い要因と考えられる。

5. 都道府県別の事業の継続状況について

以上については全国合計での数値ですが、都道府県別で見れば事業を継続している企業の割合には相当バラつきがあり、支援開始時点の企業の状況や、完了後の金融機関の支援の状況等、各地固有の要因があるものと考えられます。【図7参照】

【図7】都道府県別 完了件数と事業を継続している企業の割合



6. まとめ

中小企業再生支援協議会事業は事業開始から15年を経過し、平成30年3月に産業競争力強化法の見直し期限を迎えます。同事業の効果を検証するために本調査を実施しましたが、上述のように地域格差はあるものの、中小企業再生のインフラとして十分に定着しているものと考えられます。